

平成30年度

小金井市後期高齢者医療特別会計予算資料

後期高齢者医療特別会計当初予算比較

歳入

単位:千円:%

款	項	当初予算額			増減額 (29・30年度)	増減率 (29・30年度)
		28年度	29年度	30年度		
1	後期高齢者医療保険料	1,350,139	1,395,180	1,455,207	60,027	4.3%
	1 後期高齢者医療保険料	1,350,139	1,395,180	1,455,207	60,027	4.3%
2	使用料及び手数料	1	1	1	0	0.0%
	1 手数料	1	1	1	0	0.0%
3	国庫支出金			1,566	1,566	皆増
	1 国庫補助金			1,566	1,566	皆増
4	繰入金	1,025,585	1,070,628	1,082,039	11,411	1.1%
	1 他会計繰入金	1,025,585	1,070,628	1,082,039	11,411	1.1%
5	繰越金	1	1	1	0	0.0%
	1 繰越金	1	1	1	0	0.0%
6	諸収入	84,640	84,107	87,496	3,389	4.0%
	1 延滞金加算金及び過料	2	2	2	0	0.0%
	2 償還金及び還付加算金	2,510	2,510	2,510	0	0.0%
	3 受託事業収入	79,095	78,284	81,598	3,314	4.2%
	4 雑入	3,033	3,311	3,386	75	2.3%
	歳入合計	2,460,366	2,549,917	2,626,310	76,393	3.0%

歳出

単位:千円:%

款	項	当初予算額			増減額 (29・30年度)	増減率 (29・30年度)
		28年度	29年度	30年度		
1	総務費	8,835	5,487	12,169	6,682	121.8%
	1 総務管理費	5,794	2,186	6,357	4,171	190.8%
	2 徴収費	3,041	3,301	5,812	2,511	76.1%
2	保険給付費	32,550	31,800	32,050	250	0.8%
	1 葬祭費	32,550	31,800	32,050	250	0.8%
3	広域連合納付金	2,346,908	2,440,216	2,504,717	64,501	2.6%
	1 広域連合納付金	2,346,908	2,440,216	2,504,717	64,501	2.6%
4	保健事業費	69,560	69,804	72,978	3,174	4.5%
	1 保健事業費	69,560	69,804	72,978	3,174	4.5%
5	諸支出金	2,510	2,510	3,396	886	35.3%
	1 償還金及び還付加算金	2,510	2,510	2,510	0	0.0%
	2 繰出金			886	886	皆増
6	予備費	3	100	1,000	900	900.0%
	1 予備費	3	100	1,000	900	900.0%
	歳出合計	2,460,366	2,549,917	2,626,310	76,393	3.0%

平成30・31年度の保険料率について(最終案)

政令どおりの場合

賦課総額 3,754億円

	H28・29年度	H30・31年度	増減	増減率
均等割額	42,400円	45,900円	3,500円	8.3%
所得割率	9.07%	9.51%	0.44ポイント	4.9%
一人当たり平均保険料額 <small>(平成28年1月最終案)</small>	95,492円	103,005円	7,513円	7.9%

最終案

賦課総額 3,544億円

4項目の特別対策 計207億円
 ・葬祭事業 約80億円
 ・審査支払手数料 約63億円
 ・財政安定化基金拠出金 0億円
 ・保険料未収金補填 約64億円

区市町村負担金合計
211億円(2年間)

所得割額独自軽減 約3.6億円

	H28・29年度	H30・31年度	増減	増減率
均等割額	42,400円	43,300円	900円	2.1%
所得割率	9.07%	8.80%	-0.27ポイント	-3.0%
一人当たり平均保険料額 <small>(平成28年1月最終案)</small>	95,492円	97,127円	1,635円	1.7%

最終案算定時の設定条件

- 被保険者数は、平成30年度を「153.1万人」、平成31年度を「157.5万人」と推計した。
- 一人当たり医療給付費の伸び率は、これまでの実績「1.15%」から、診療報酬改定等をふまえ「1.14%」と推計した。
- 後期高齢者負担率は、厚生労働省通知に基づき「11.18%」とした。
- 調整交付金算定に用いる所得係数は、「1.630」と推計した。このため、均等割額と所得割額の賦課割合は、「38.02 : 61.98」となる。
- 被保険者の所得の伸び率は、平成29年6月の確定賦課等をふまえ「-2.6%」とした。
- 区市町村の予定収納率を「98.20%」とした。
- 厚生労働省通知に基づき、保険料の賦課限度額は「62万円」とし、均等割保険料の軽減判定所得の改正を見込んだ。
- 平成28・29年度の財政収支に係る剰余金を「180億円」と見込んだ。
- 財政安定化基金については、保険料増加抑制のための活用はせず、本来の目的である医療給付費の上昇等に備えるために、留保することとした。
- 国の保険料軽減特例措置については、現在公表されている見直し内容によった。

保険料額比較(単身世帯)

単位:円

公的年金 収入額	軽減割合		保険料額(年額)				
			新・保険料率	旧・保険料率	増加額		増減率
	均等割額	所得割率			年額	月額換算	
80万円	9割軽減	—	4,300	4,200	100	8	2.4%
168万円	8.5割軽減	50%軽減	13,000	10,400	2,600	217	25.0%
173万円	5割軽減	25%軽減	34,800	31,100	3,700	308	11.9%
195万円	5割軽減	軽減なし	58,600	51,600	7,000	583	13.6%
217万円	2割軽減	軽減なし	90,900	91,900	△1,000	△83	-1.1%
240万円	軽減なし	軽減なし	119,800	121,300	△1,500	△125	-1.2%
890万円	軽減なし	軽減なし	620,000	570,000	50,000	4,167	8.8%

※公的年金収入のみの単身者で試算

↑ 保険料の賦課限度額